

令和 7 年

第 1 回定例会

議案第 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例
案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例
案

(北海道後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第 1 条 北海道後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 19 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(北海道後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例の一部改正)

第 2 条 北海道後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例（平成 28 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正)

第 3 条 北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例（令和 5 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「44」を「60」に改める。

附則第 3 条第 3 項から第 5 項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。ただし、第3条中第7条の改正規定については、公布の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

第3条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（提案説明）

この条例案を提出したのは、「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和4年法律第68号）の制定に伴い、懲役を廃止し、これに代えて拘禁刑へ改正する必要があるためであります。

刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例案

目 的

「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第67号)及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」(令和4年法律第68号)の制定に伴い、懲役を廃止し、これに代えて拘禁刑へ改正する必要があるため。

概 要

1 「懲役」を「拘禁刑」へ改正等

第1条～第3条について、「懲役」の文言を「拘禁刑」へ改正する。
併せてその他所要の規定整備を行う。

2 施行期日

刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日(令和7年6月1日)から施行する。

令和7年

第1回定例会

議案第2号

令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和7年2月7日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
ソフトウェア利用料	令和7年度	千円 2,520
事務局端末再リース料	令和7年度	1,541

(議案第2号)

令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)

目的 債務を負担する行為をすることができる事項を次のとおり定める。

概要

【債務負担行為】

令和7年度における次の業務について、令和6年度中の契約が必要であるため、契約に係る債務負担行為を設定する。

ア	ソフトウェア利用料	2,520千円
イ	事務局端末再リース料	1,541千円

令和7年

第1回定例会

議案第3号

令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算
(第2号)

令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128,914千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ984,665,272千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年2月7日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国 庫 支 出 金		千円 323,835,367	千円 128,914	千円 323,964,281
	2 国 庫 補 助 金	88,102,800	128,914	88,231,714
歳 入 合 計		984,536,358	128,914	984,665,272

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸 支 出 金		千円 11,939,255	千円 128,914	千円 12,068,169
	1 市 町 村 支 出 金	317,969	128,914	446,883
歳 出 合 計		984,536,358	128,914	984,665,272

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
標準システム運用関連事業	令和7年度	千円 671,598
標準システム機器更改対応事業	令和7年度	8,844
資格確認書等作成管理業務委託	令和7年度	46,801
資格確認書等制度周知チラシ印刷及び 発送管理等業務委託	令和7年度	25,097
マイナンバーカードと保険証一体化に関 するコールセンター設置業務委託	令和7年度	4,577

(議案第3号)

令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算(第2号)

目的

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を次のとおり定める。
また、債務を負担する行為をすることができる事項を次のとおり定める。

概要

歳入歳出予算の総額に128,914千円を追加するとともに債務負担行為を設定する。

【歳入】

市町村の「マイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進等に係る経費」等として128,914千円を市町村支出金に計上することから、財源となる調整交付金に128,914千円を計上する。

2款 国庫支出金 2項 国庫補助金

補正前の額 88,102,800千円

補正額 128,914千円

計 88,231,714千円

～ 市町村支出金の増額に伴う財源

(特別調整交付金 128,914千円)

歳入合計

補正前の額 984,536,358千円

補正額 128,914千円

計 984,665,272千円

【歳出】

市町村の「マイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進等に係る経費」123,146千円、「令和6年保険料改定に係る周知広報経費」として5,768千円を市町村支出金に計上する。

3款 諸支出金 1項 市町村支出金

補正前の額 317,969千円

補正額 128,914千円

計 446,883千円

～ 特別調整交付金の増額

(特別調整交付金 128,914千円)

歳出合計

補正前の額	984,536,358千円
補正額	128,914千円
計	984,665,272千円

【債務負担行為】

令和7年度における次の業務について、令和6年度中の契約が必要であるため、契約に係る債務負担行為を設定する。

ア 標準システム運用関連事業	671,598千円
イ 標準システム機器更改対応事業	8,844千円
ウ 資格確認書等作成管理業務委託	46,801千円
エ 資格確認書等制度周知チラシ印刷及び 発送管理等業務委託	25,097千円
オ マイナンバーカードと保険証一体化に 関するコールセンター設置業務委託	4,577千円

令和 7 年

第 1 回定例会

議案第 4 号

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 1 9 年北海
道後期高齢者医療広域連合条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項第 2 号中「2 9 万 5 千円」を「3 0 万 5 千円」に改め、同項第
3 号中「5 4 万 5 千円」を「5 6 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関
する条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6
年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改
正に伴い、所得の少ない者に係る保険料の減額について所要の規定整備を行うた
めであります。

(議案第4号)

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	
目的	高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、所得の少ない者に係る保険料の減額について所要の規定整備を行う。
概要	<p>1 所得の少ない者に係る保険料の減額（第14条第1項第2号及び第3号） 所得の少ない者に対して賦課する被保険者均等割額の減額について、以下のとおり改正する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を29万5千円から30万5千円に改める。・ 2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を54万5千円から56万円に改める。 <p>2 施行期日 令和7年4月1日</p>

令和7年

第1回定例会

議案第5号

令和7年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和7年度北海道後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,068,378千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、14,000千円と定める。

令和7年2月7日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 3,048,679
	1 負担金	3,048,679
2 国庫支出金		5,893
	1 国庫補助金	5,893
3 財産収入		1,007
	1 財産運用収入	1,007
4 繰入金		8,844
	1 基金繰入金	8,844
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		3,954
	1 預金利子	3,246
	2 雑入	708
歳入合計		3,068,378

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 2,974
	1 議 会 費	2,974
2 総 務 費		385,221
	1 総 務 管 理 費	384,756
	2 選 挙 費	235
	3 監 査 委 員 費	230
3 公 債 費		7
	1 公 債 費	7
4 諸 支 出 金		2,679,176
	1 他 会 計 繰 出 金	2,679,175
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 等	1
5 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		3,068,378

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
広 報 事 業 業 務 委 託	令和8年度	千円 861
ソ フ ト ウ ェ ア 利 用 料	令和8年度	千円 4,737

(議案第5号)

令和7年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算

目 的

- ・ 一般会計歳入歳出予算の総額を定める。
- ・ 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を定める。
- ・ 債務を負担する行為をすることができる事項を定める。

概 要

令和7年度一般会計予算は、次のとおり。

歳入歳出予算の総額	3,068,378千円
一時借入金の借入れの最高額	14,000千円

概要は、別添「令和7年度 北海道後期高齢者医療広域連合 予算の概要」及び「令和7年度 北海道後期高齢者医療広域連合事務費負担金一覧表（一般会計歳入歳出予算）」のとおり。

【債務負担行為】

令和8年度における次の業務について、令和7年度中の契約が必要であるため、契約に係る債務負担行為を設定する。

ア 広報事業業務委託	861千円
イ ソフトウェア利用料	4,737千円

令和7年

第1回定例会

議案第6号

令和7年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算

令和7年度北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ998,309,506千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、21,100,000千円と定める。

令和7年2月7日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 支 出 金		千円 174,214,161
	1 市 町 村 負 担 金	174,214,161
2 国 庫 支 出 金		336,632,247
	1 国 庫 負 担 金	244,542,129
	2 国 庫 補 助 金	92,090,118
3 道 支 出 金		86,809,213
	1 道 負 担 金	85,726,073
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1,083,140
4 支 払 基 金 交 付 金		384,136,306
	1 支 払 基 金 交 付 金	384,136,306
5 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金		823,193
	1 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	823,193
6 財 産 収 入		43,768
	1 財 産 運 用 収 入	43,768
7 繰 入 金		15,539,730
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,679,175
	2 基 金 繰 入 金	12,860,555
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		110,887
	1 預 金 利 子	110,705
	2 雑 入	181
	3 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1
歳 入 合 計		998,309,506

歳 出

款	項	金 額
1 後期高齢者医療費		千円 997,803,854
	1 総務管理費	2,891,322
	2 保険給付費	994,292,145
	3 支払基金拠出金	620,387
2 公 債 費		9,570
	1 公 債 費	9,570
3 諸 支 出 金		494,082
	1 市 町 村 支 出 金	420,371
	2 償還金及び還付加算金等	73,711
4 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		998,309,506

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
給付等関連業務委託	令和8年度	千円 359,247
2次点検業務委託	令和8年度	28,008
債権管理システム保守業務委託	令和8年度	2,139
第三者行為求償業務委託	令和8年度	11,420

令和7年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算

目的

- ・ 後期高齢者医療会計歳入歳出予算の総額を定める。
- ・ 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を定める。
- ・ 債務を負担する行為をすることができる事項を定める。

概要

令和6年度後期高齢者医療会計予算は、次のとおり。

歳入歳出予算の総額	998,309,506千円
一時借入金の借入れの最高額	21,100,000千円

概要は、別添「令和7年度 北海道後期高齢者医療広域連合 予算の概要」のとおり。

【債務負担行為】

令和8年度における次の業務について、令和7年度中の契約が必要であるため、契約に係る債務負担行為を設定する。

ア 給付等関連業務委託	359,247千円
イ 2次点検業務委託	28,008千円
ウ 債権管理システム保守業務委託	2,139千円
エ 第三者行為求償業務委託	11,420千円

令和 7 年

第 1 回定例会

議案第 7 号

北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合議会議員

北海道後期高齢者医療広域連合議会議員

北海道後期高齢者医療広域連合議会議員

北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例案

北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和 5 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項の規定中「第 8 項」を「第 9 項」に改める。

第 1 3 条第 5 項の表第 3 9 条第 1 項第 1 号の項中「第 9 項」を「第 1 0 項」に改める。

第 5 3 条から第 5 5 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の施行の日（令和 7 年 6 月 1 日）から施行する。ただし、第 2 条第 4 項及び第 1 3 条第 5 項の表第 3 9 条第 1 項第 1 号の項の改正規定については、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第 2 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(提案理由)

「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第67号)及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」(令和4年法律第68号)の制定に伴い、懲役を廃止し、これに代えて拘禁刑へ改正する必要があるため。

また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(令和6年法律第46号)の制定に伴い、引用条文の条ずれの改正を行う必要があるため。

北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例案

目 的

「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第67号)及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」(令和4年法律第68号)の制定に伴い、懲役を廃止し、これに代えて拘禁刑へ改正する必要があるため。

また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(令和6年法律第46号)の制定に伴い、引用条文の条ずれの改正を行う。

概 要

1 「懲役」を「拘禁刑」へ改正

「懲役」の文言を「拘禁刑」へ改正する。(第53条から第55条までの改正)

2 条ずれの改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴う引用条文の条ずれを改正する。(第2条及び第13条の改正)

3 施行期日

刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日(令和7年6月1日)から施行する。ただし、第2条及び第13条の改正規定については、令和7年4月1日から施行する。